あなたの活動を応援します！

令和８年度　第2期

みんなで取り組むゼロカーボンチャレンジ補助金

小笠原村では、2050 年までの温室効果ガス排出量実質ゼロの実現に向けて、「小笠原村地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和 6 年 3 月）において、2030 年度比で46%の削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続けることを目標に掲げています。

しかし、ゼロカーボンの目標達成は容易なことではなく、エネルギーを利用したりごみを排出したりする村民、事業者、来島者、行政が一体となって地球温暖化対策に取り組んでいくことが重要です。そこで、村民主体のゼロカーボン推進活動のはじめの一歩を支援するため、**村民による自発的かつ継続的なゼロカーボンに関連する活動**や**ゼロカーボンの普及啓発に係るイベント**等の活動費用を補助します。

支援の対象とする活動のイメージ

【村民による自発的・継続的な活動】

・特定の品物を回収・資源化する取組みを進める際の初期費用や活動費の支援

など



【ゼロカーボンの普及啓発に係るイベント】

・ゼロカーボンの普及啓発に係るイベント（ライトダウン、ノーカーデー等）や講座等の開催費用・運営費用の補助

など





◆募集の概要

１．対象者

村内に在住し、村内で活動する3人以上の団体（グループ・非営利団体）

２．補助金の対象となる活動

（1）日々の暮らしや事業活動における省エネルギーの推進に寄与する活動
（2）ごみの減量やリサイクルの推進に寄与する活動
（3）移動の脱炭素化に寄与する活動
（4）観光客によるゼロカーボンの取組推進に寄与する活動
（5）ゼロカーボンの普及啓発に寄与する活動
（6）その他この要綱の目的に適合する活動

※ 地域に広く効果がある内容であり、村民が主体となり村民に行動を促す内容であること。
※ 新規性のある取り組みであること。（1 団体 1 回/年度まで。同一の団体で同一の内容の場合は対象外。）

3．補助金の対象とする経費と補助額・補助率

上限 20 万円(定額補助)
補助対象:報償費・旅費(視察や打合せ等は対象外)・消耗品費等・燃料費・印刷製本費・通信運搬費・ボランティア等保険費・使用量や賃借料・備品購入費などの広報・イベント運営等に必要な具体的な活動費用

4．補助金の申請や実施結果報告などの手続き

・申請書(申請書、収支予算書、活動計画書、活動者名簿兼誓約書　等)
・実績報告書(事業成果報告書、収支決算書　等)
・活動状況報告　　※翌々年度の 6 月末までに報告

5．審査方法

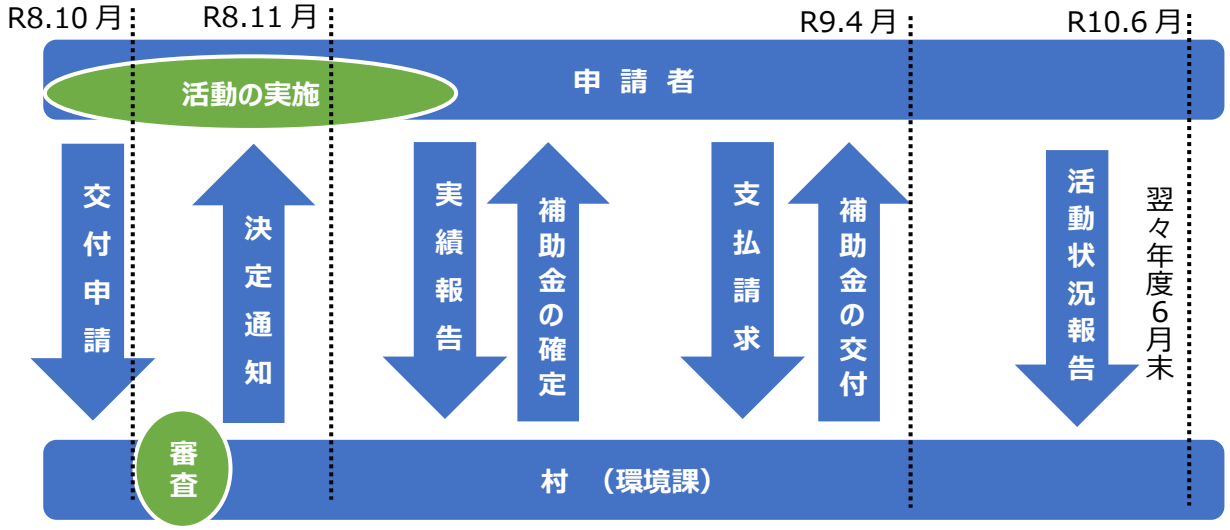
審査委員会を設置し、要綱に定める審査基準に基づき書類審査により決定

6．募集期間

第2期　令和 8 年10月 30 日(金) 17 時まで　(交付決定予定　11 月末)
※交付決定額が予算額に達した時点で募集を終了する場合があります。

◆応募の流れ

基本的な流れは以下の通りになります。



※ 概算払いを希望される場合は流れが異なります(補助金の交付が先になり、活動実施後に精算します)。
※ 年度内の活動であれば実施後の交付申請も可能です。ただし、審査を通らないと補助金は交付されません。

◆申請・問い合わせ先

小笠原村環境課自然環境係

電話　04998－2－2270　/　FAX　04998－2－2271
メールアドレス：shizenkankyo@vill.ogasawara.tokyo.jp

要綱・申請様式
はコチラから↓

活動内容や申請方法など
まずは事前に
ご相談ください。

令和 8 年 4 月